

諮問書

佐市環政第679号
令和4年2月22日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上亜紀様

佐賀市長 坂井英隆



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

アライグマ生息数調査業務委託に係る受託業者によるセンサーカメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2 諮問理由

佐賀市内におけるアライグマへの対策業務として、市内平野部においてアライグマ生息数調査を行う。

調査の内容については、市内の公園やクリークを中心にセンサーカメラを設置し、それによるアライグマの撮影頻度等から市内におけるアライグマの生息実態について考察するものである。

調査においてセンサーカメラを設置した際、アライグマ等の動物だけでなく、個人情報が映り込む可能性もあることから、審査会に諮問するものである。

3 所管課

環境政策課

4 管理者

環境政策課長

5 設置時期

令和4年 2月23日から3月31日

6 センサーカメラの概要

(1) センサーカメラの種類及び設置台数

- ・ 人感センサーを内蔵した屋外対応（防水）の電池作動式センサーカメラとする。
- ・ 市内20地点（別紙参照）にそれぞれ2台、合計40台の撮影用センサーカメラを設置する。

(2) 設置場所

- ・佐賀市内のクリークや公園等のアライグマが出没すると想定される地点の樹木や柱等に設置する。
- ・設置については、設置地点の管理者に許可を得た上で、業務委託先である（一財）九州環境管理協会佐賀支所が行う。

（３）稼働時間

- ・２４時間（ただし人感センサーが稼働する際のみ）

（４）撮影する画像及び保存方法

- ・撮影範囲（画角）は３８°である。
- ・画像データはセンサーカメラ内のＳＤカード（１６ＧＢ）にＪＰＥＧ形式で保存される。（容量がいっぱいの際は、それ以上撮影はできない）
- ・画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。
- ・ＳＤカードについては、センサーカメラ設置期間終了後にカメラと共に回収する。
- ・調査業務に必要となるアライグマ以外の画像データについては破棄する。
- ・画像データについては、委託業者である（一財）九州環境管理協会佐賀支所のファイアウォールを設定しているサーバにて保存する。

（５）管理者及び取扱者

- ・環境政策課長をセンサーカメラ管理者に、（一財）九州環境管理協会佐賀支所長をセンサーカメラ取扱者に指定し、センサーカメラ、記録装置及びこれらの附属品並びに画像データを適切に管理する。
- ・画像データの確認は、センサーカメラ設置場所では行わず、（一財）九州環境管理協会佐賀支所が自社にて行う。

（６）掲示

- ・センサーカメラ設置場所に、動物調査中及びセンサーカメラが作動中である旨を明記する。

（７）その他

- ・「アライグマ生息数調査業務委託に係るセンサーカメラ運用基準」を定め、センサーカメラ及び画像データを適正に取り扱う。
- ・委託業者である（一財）九州環境管理協会佐賀支所については、業務に関して入手した個人情報には業務以外には利用しないとともに、パスワードによるサーバへのアクセス制限等、その管理にあたっては協会が定める「個人情報の保護に関する基本方針」および「個人情報管理規程」に準じて行う。

7 画像データの外部提供

画像データの提供については「佐賀市個人情報保護条例」の規定に基づき取扱う。具体的には刑事訴訟法第２３９条第２項の規定（管理又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第１９７条第２項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対して回答する場合などが考えられる。

なお、画像データの外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータに限定し、外部記録媒体に複製したうえで提供するとともに、提供先に対し、画像データの複製禁止、不要になった際の記録媒体の返却を条件に付すものとする。

アライグマ生息数調査業務委託に係るセンサーカメラ運用基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、アライグマ生息数調査業務委託において業務委託先である一般財団法人九州環境管理協会佐賀支所が設置するセンサーカメラ及び撮影された画像の取り扱いについて、必要な事項を定める。

（センサーカメラの設置）

第2条 市内平野部20地点（別紙参照）にセンサーカメラを設置する。

2 センサーカメラを設置した場所には、センサーカメラが作動中である旨及び動物調査実施中である旨の表示をする。

（センサーカメラ管理者及び取扱者）

第3条 センサーカメラ及び画像データの適正な管理及び運用を図るため、センサーカメラ管理者（以下「管理者」という。）及びセンサーカメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は環境政策課長とし、センサーカメラ及び画像データの管理及び運用に関する方針の決定を行う。

3 取扱者は一般財団法人九州環境管理協会佐賀支所長とし、センサーカメラ及び写真データの適正な管理のために必要であると管理者が認めることに関する事務を担う。

4 センサーカメラ及び画像データの操作は、管理者及び取扱者並びに管理者が指定する者（以下「管理者等」という。）のみが行うことができる。

第4条 センサーカメラは設置期間中常時稼働して写真を撮影（撮影は人感センサーが稼働する際のみ）し、画像データをカメラ内のSDカードに保存するものとする。

2 画像データは、SDカード回収後、調査業務に必要なアライグマが撮影されたもの以外を破棄した上、取扱者の所有するファイヤウォールを設定しているサーバに保存する。

4 画像データは、撮影時の状態で保存するものとし、これを加工してはならない。

（画像データの提供等の制限）

第5条 画像データは、佐賀市個人情報保護条例（平成17年佐賀市条例第20号）第8条第1項各号に該当する場合を除くほか、管理者等以外の者に貸与又は複写提供をしてはならない。

2 画像データを外部提供した場合、佐賀市個人情報保護審査会に報告を行う。

（委任）

第6条 この基準に定めるもののほか、センサーカメラの運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

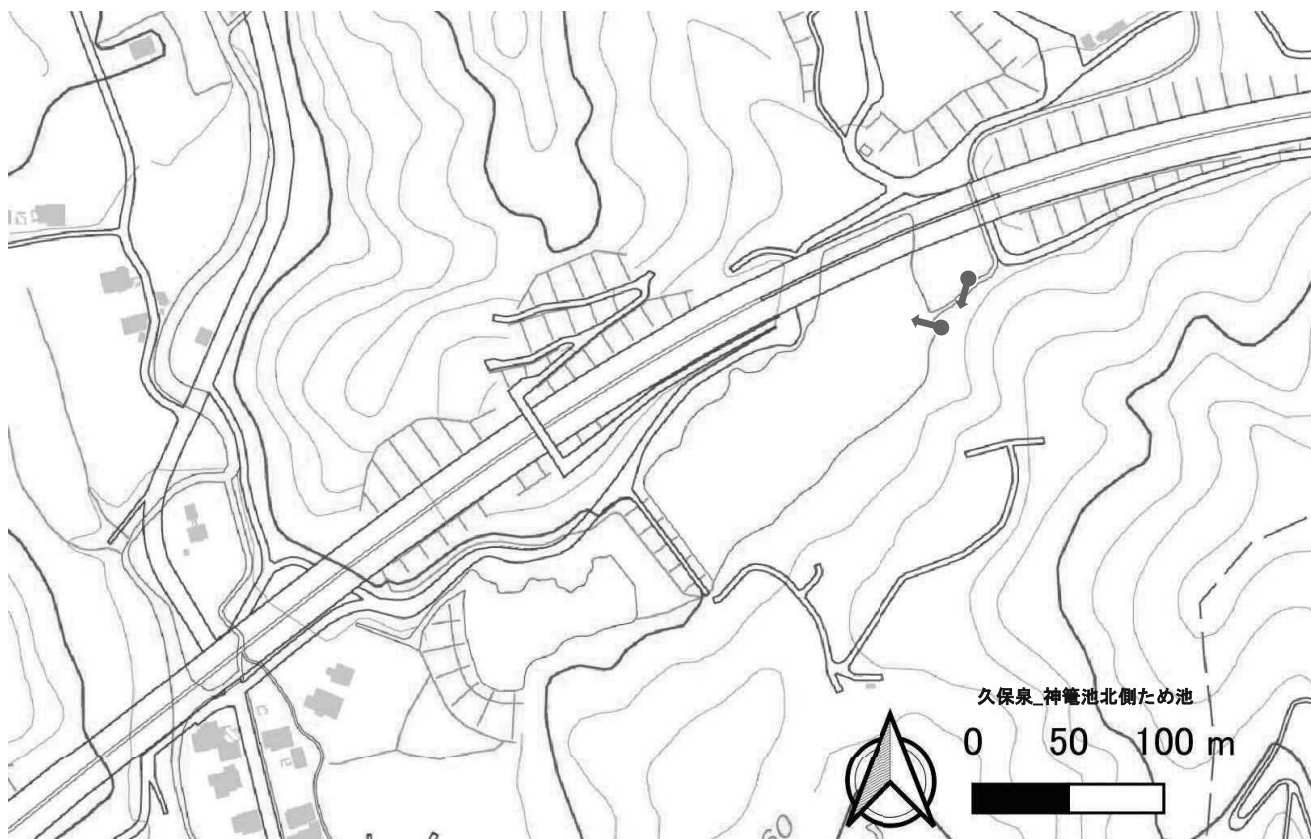
この基準は、令和4年2月23日から施行する。

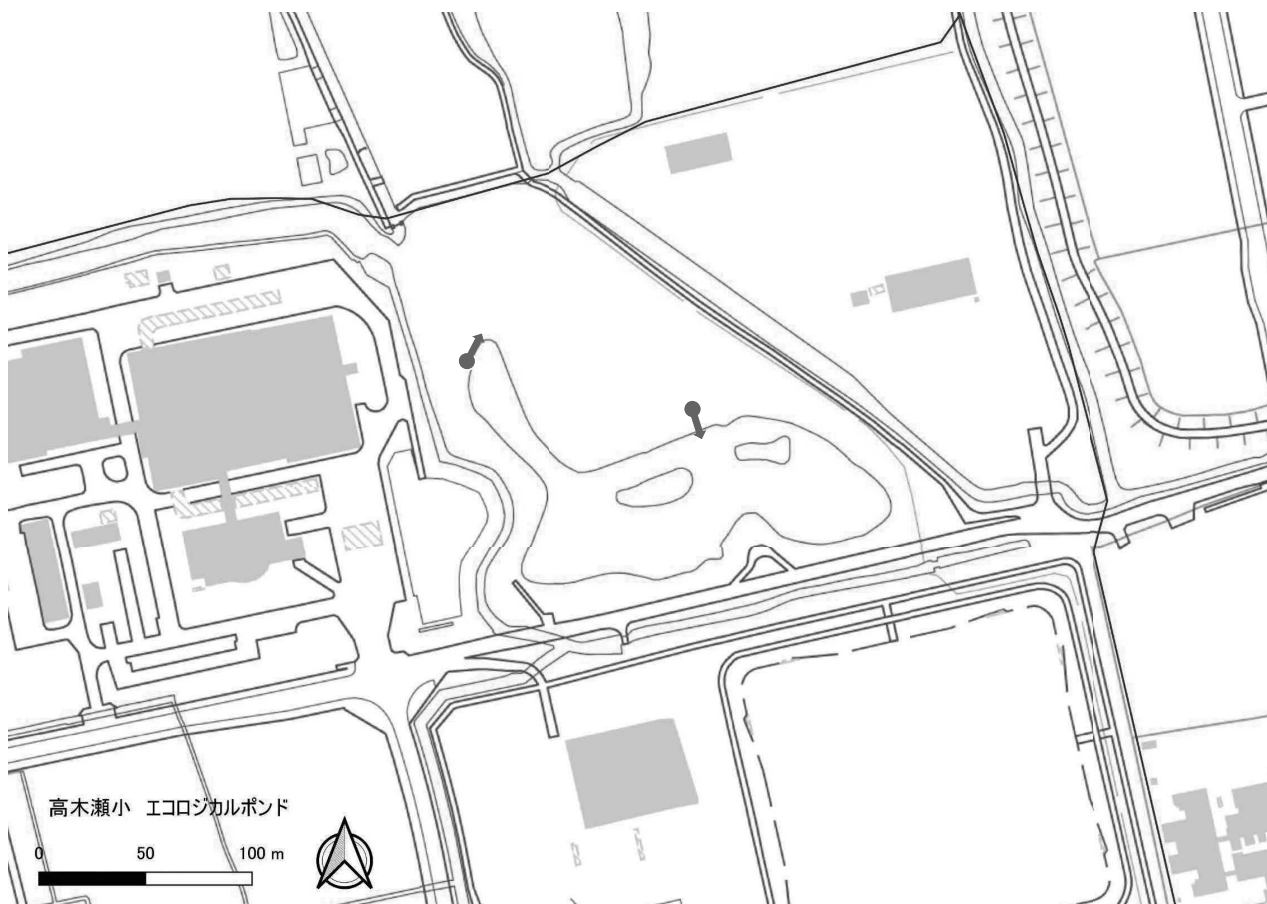
アライグマ生息数調査業務委託に係るセンサーカメラ設置地点一覧

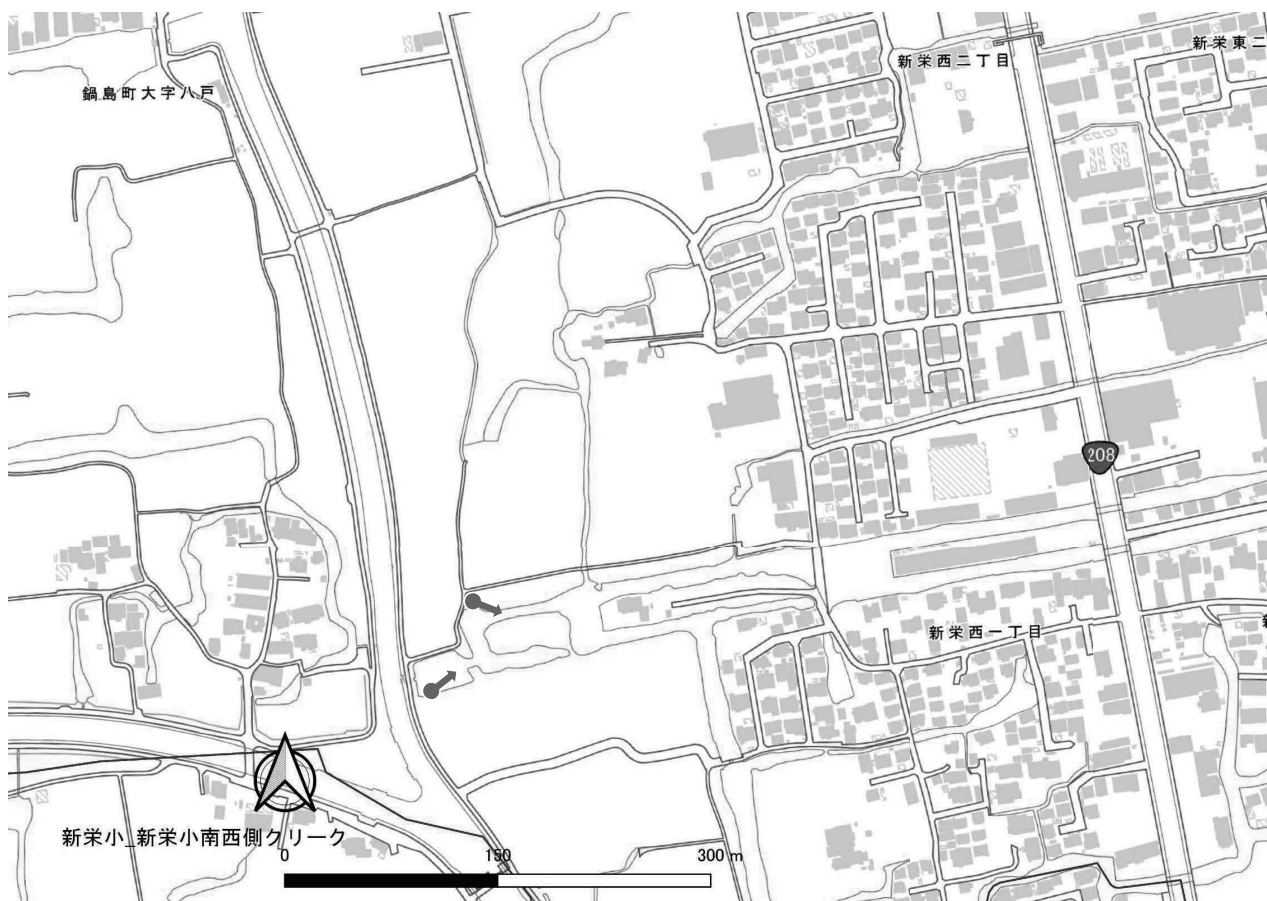
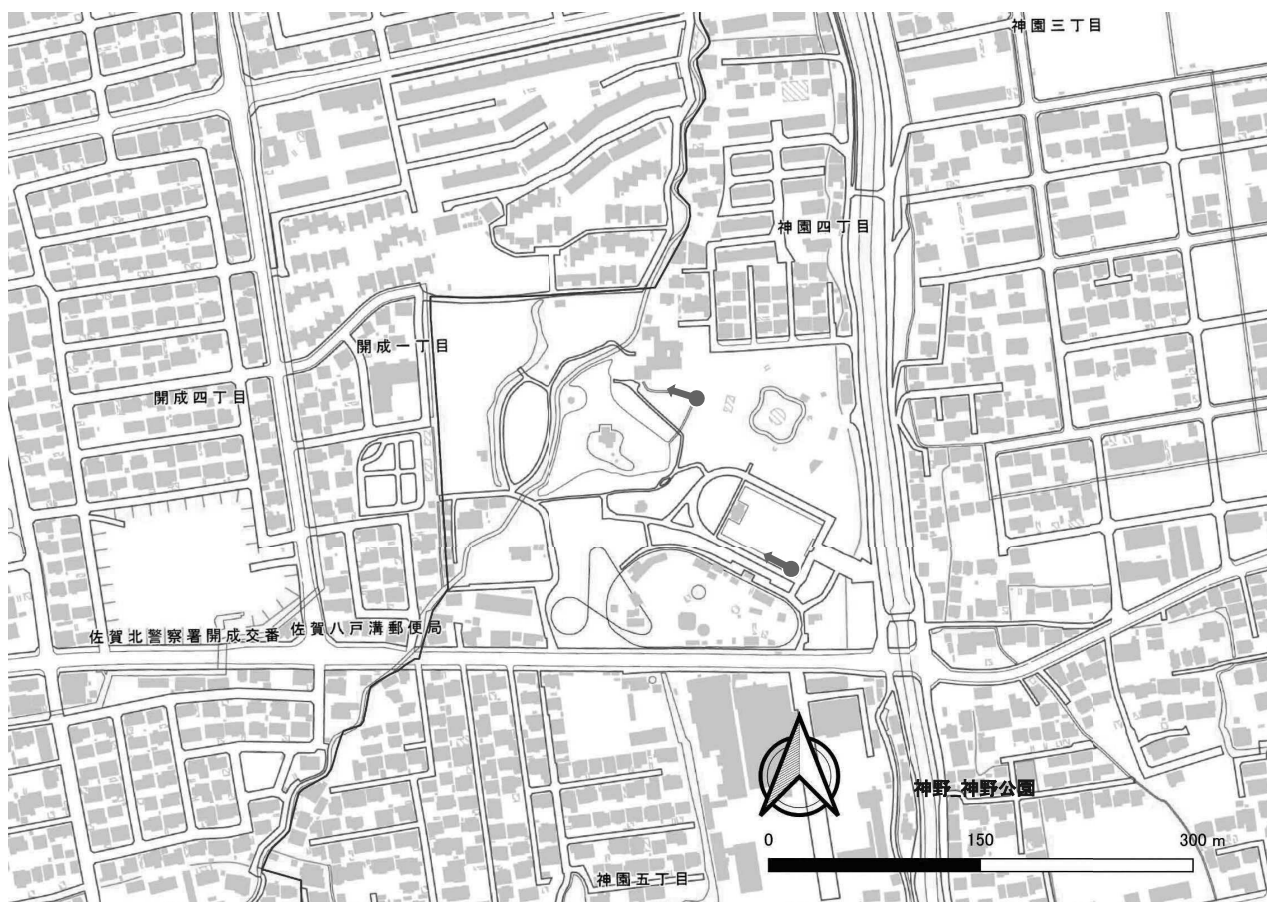
No.	小学校区	センサーカメラ設置地点
1	久保泉	神竈池北側の池
2	金立	金立公園
3	高木瀬	エコロジカルポンド
4	鍋島	多布施川河畔公園（北側）
5	開成	開成小学校西側クリーク
6	兵庫	トンボの池公園
7	神野	神野公園
8	新栄	新栄小学校南西側クリーク
9	勸興	西大島公園
10	日新	日新小学校北東側クリーク
11	循誘	循誘小学校北側クリーク
12	巨勢	巨勢公園
13	嘉瀬	本庄江川周辺クリーク
14	本庄	本庄公園
15	赤松	佐賀城跡（シャボン玉公園周辺）
16	北川副	南佐賀公園、徐福サイクルロード
17	東与賀	干潟よか公園周辺クリーク
18	思斉	久保田IC南側クリーク
19	諸富 ^{※1}	佐賀県有明海漁協諸富支所周辺クリーク
20	川副 ^{※2}	佐賀市役所川副支所周辺クリーク

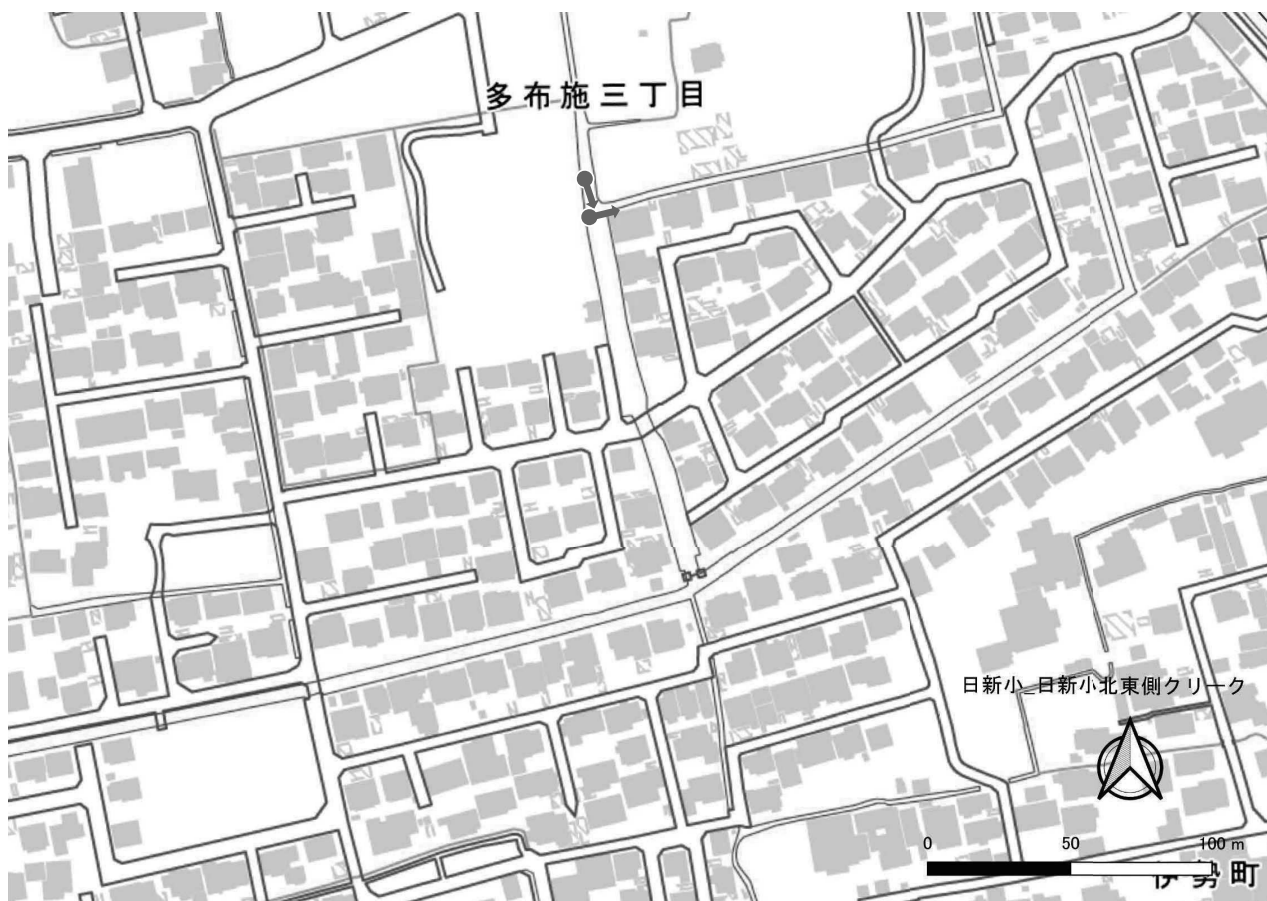
※1 諸富北、諸富南の両小学校区を合わせた範囲を示す。

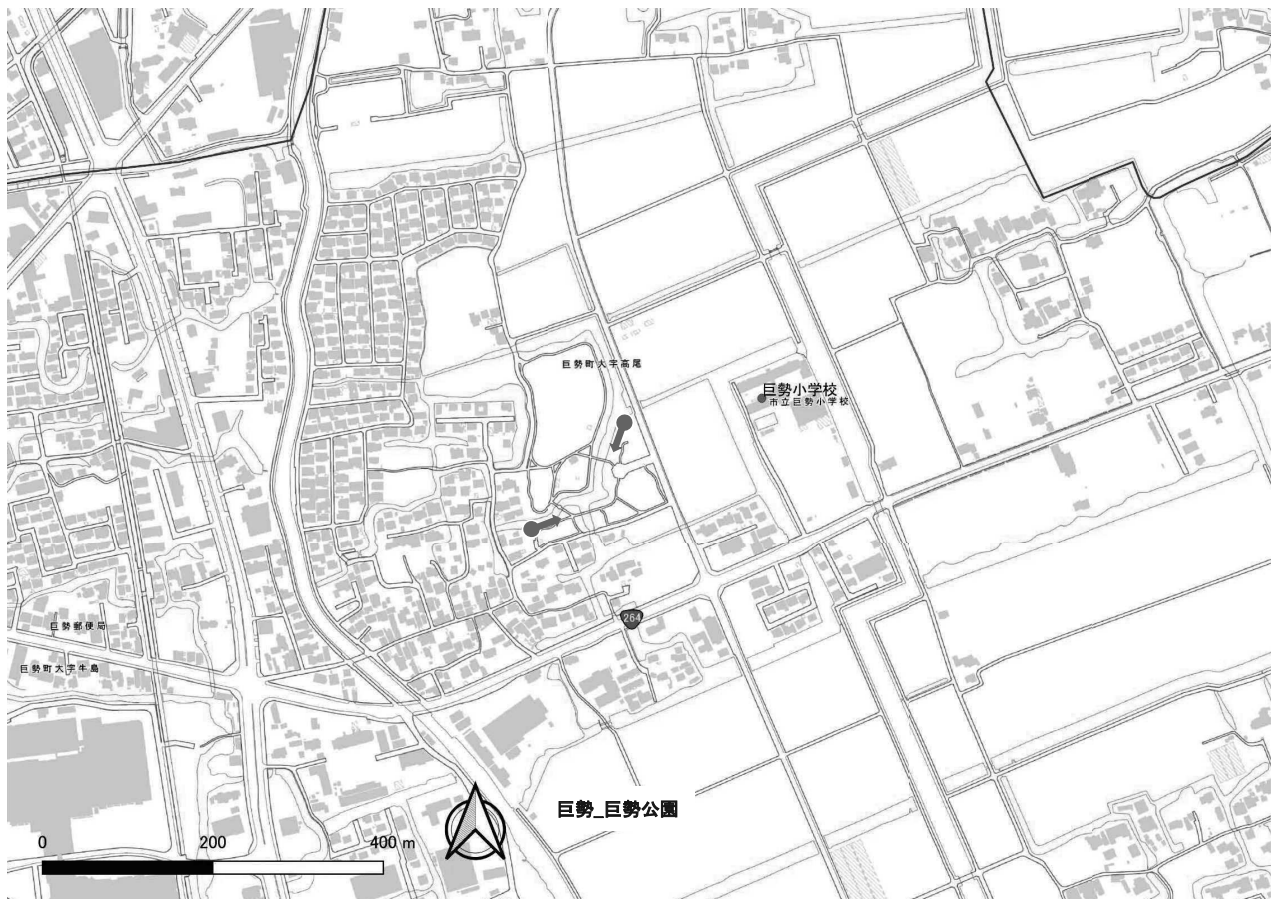
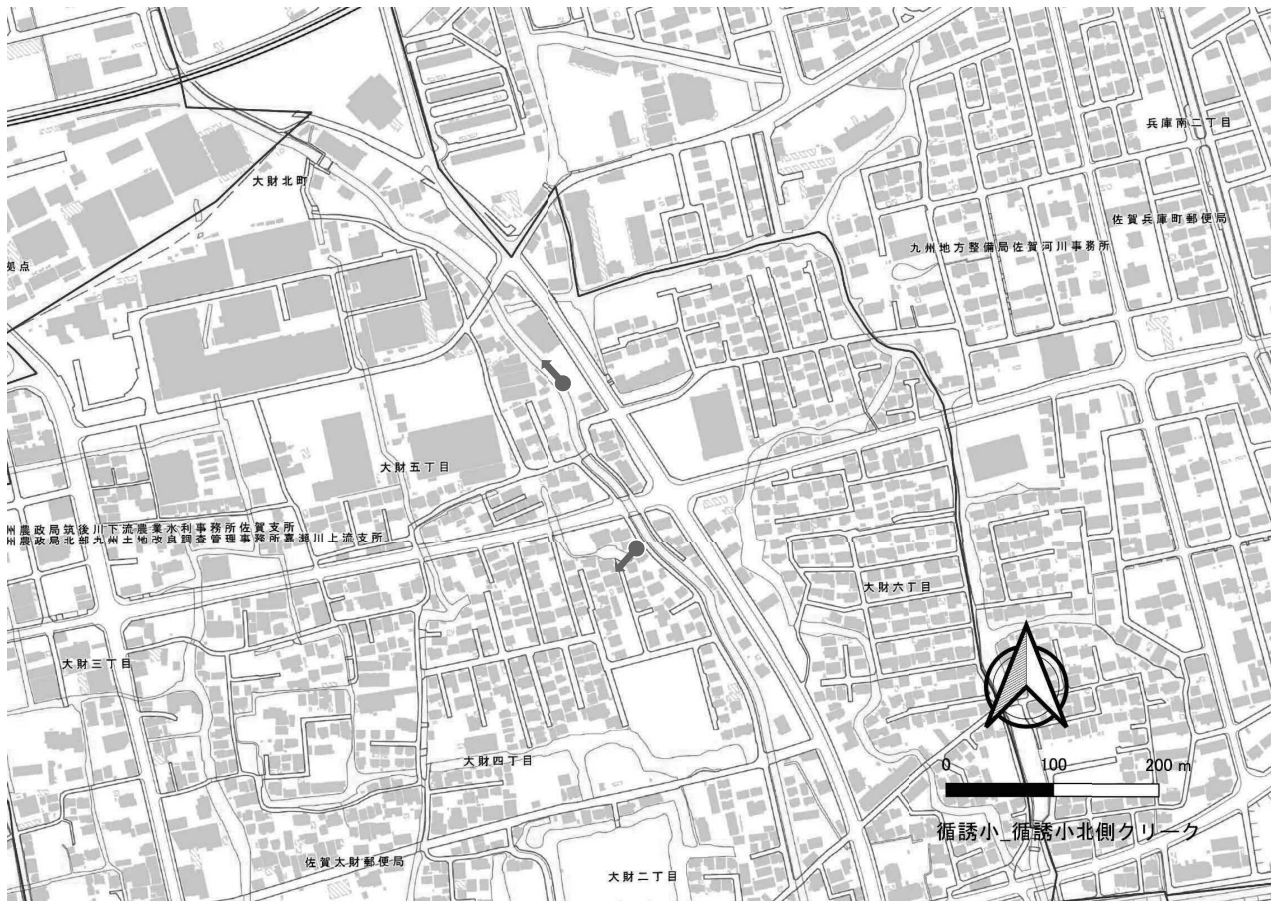
※2 西川副、中川副、南川副の3小学校区を合わせた範囲を示す。

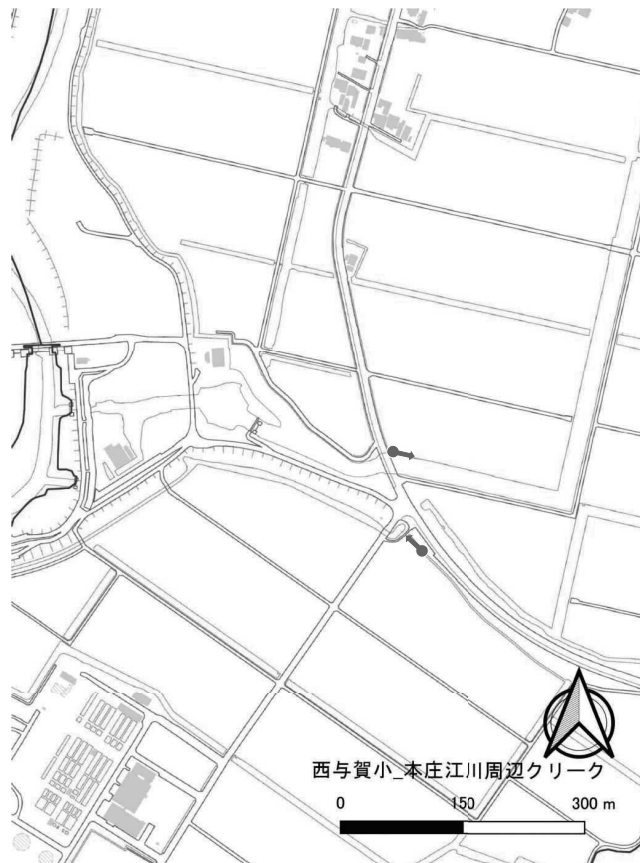


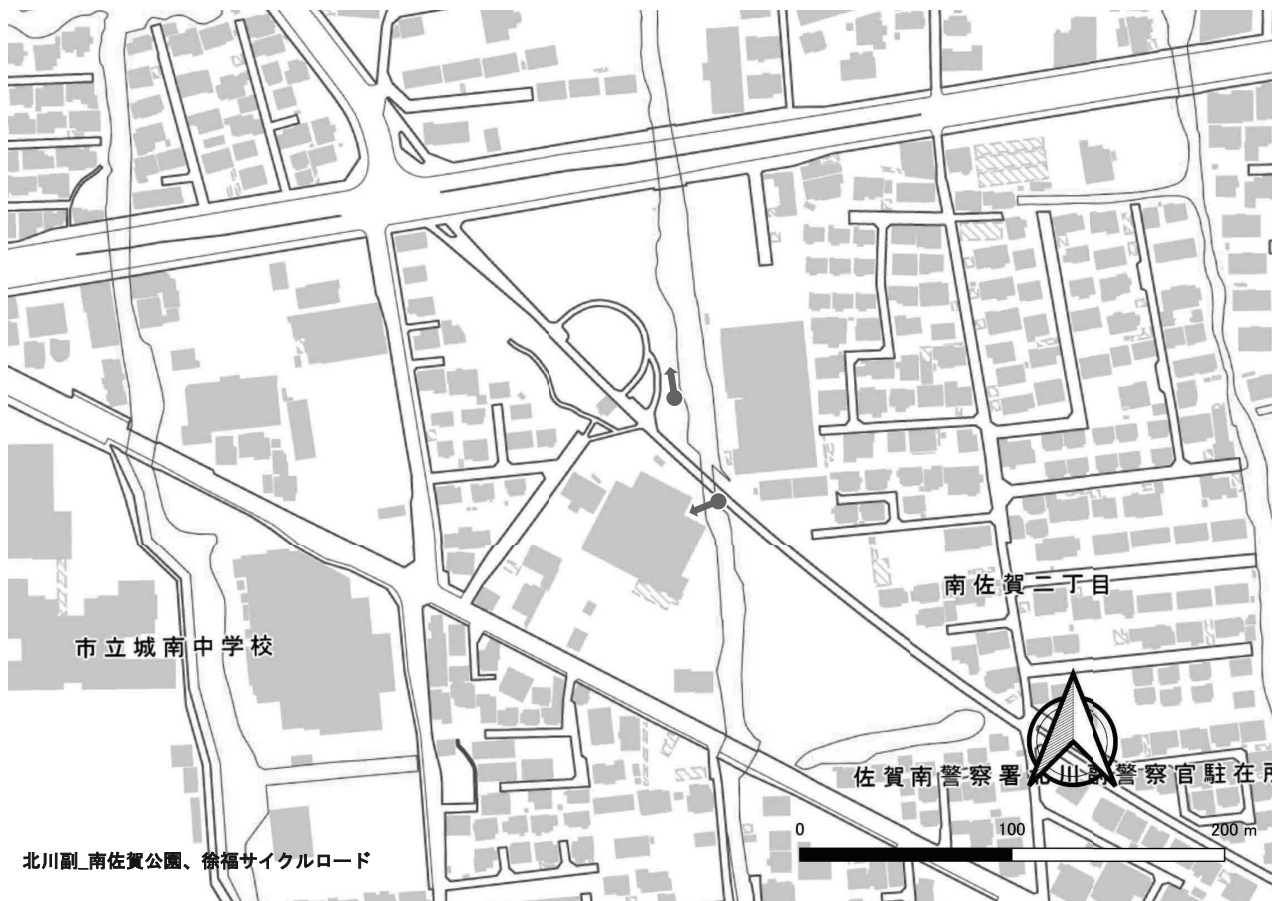
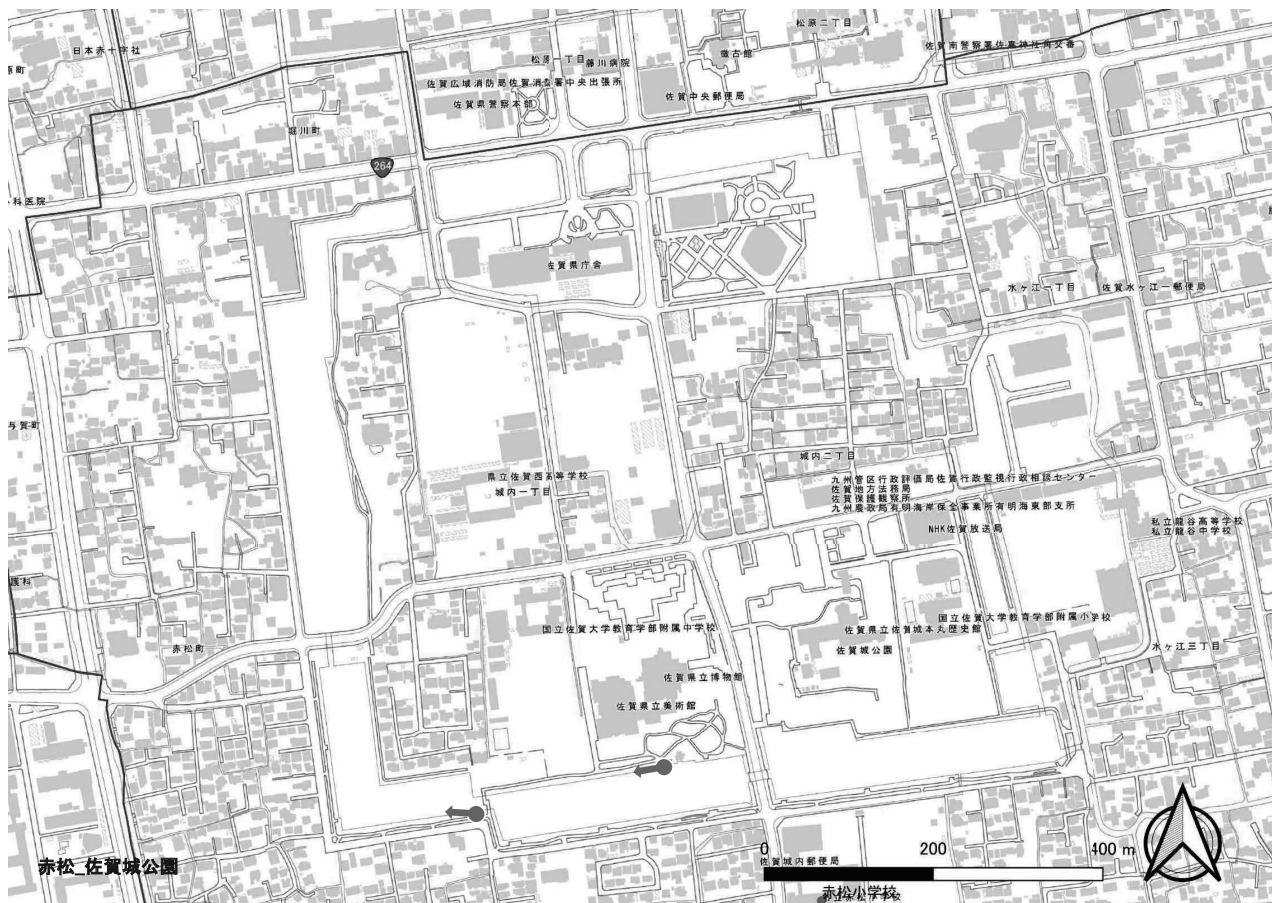


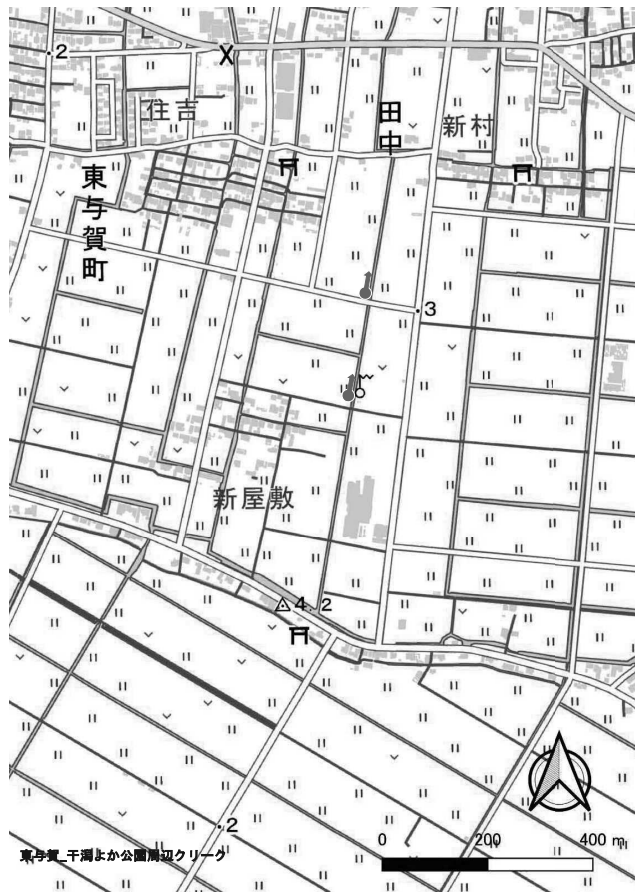


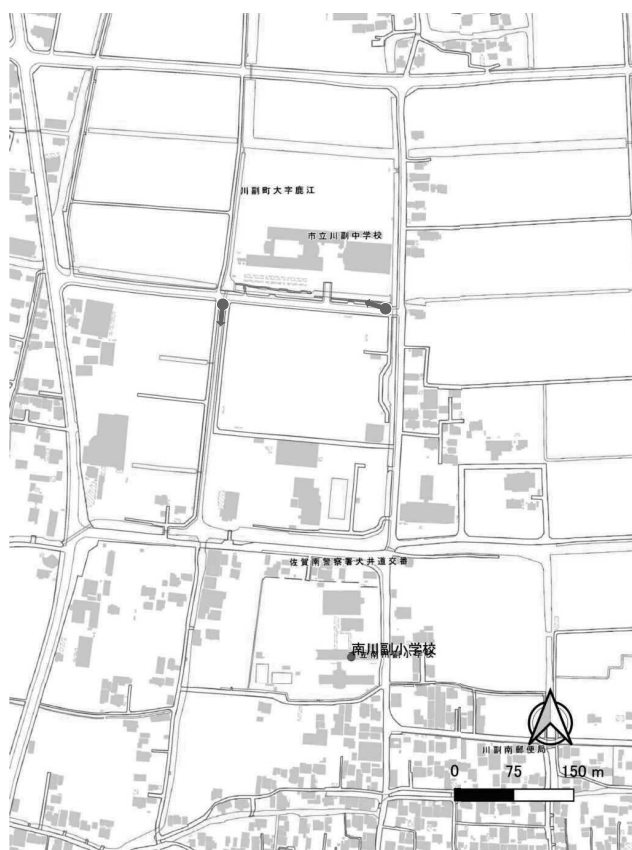
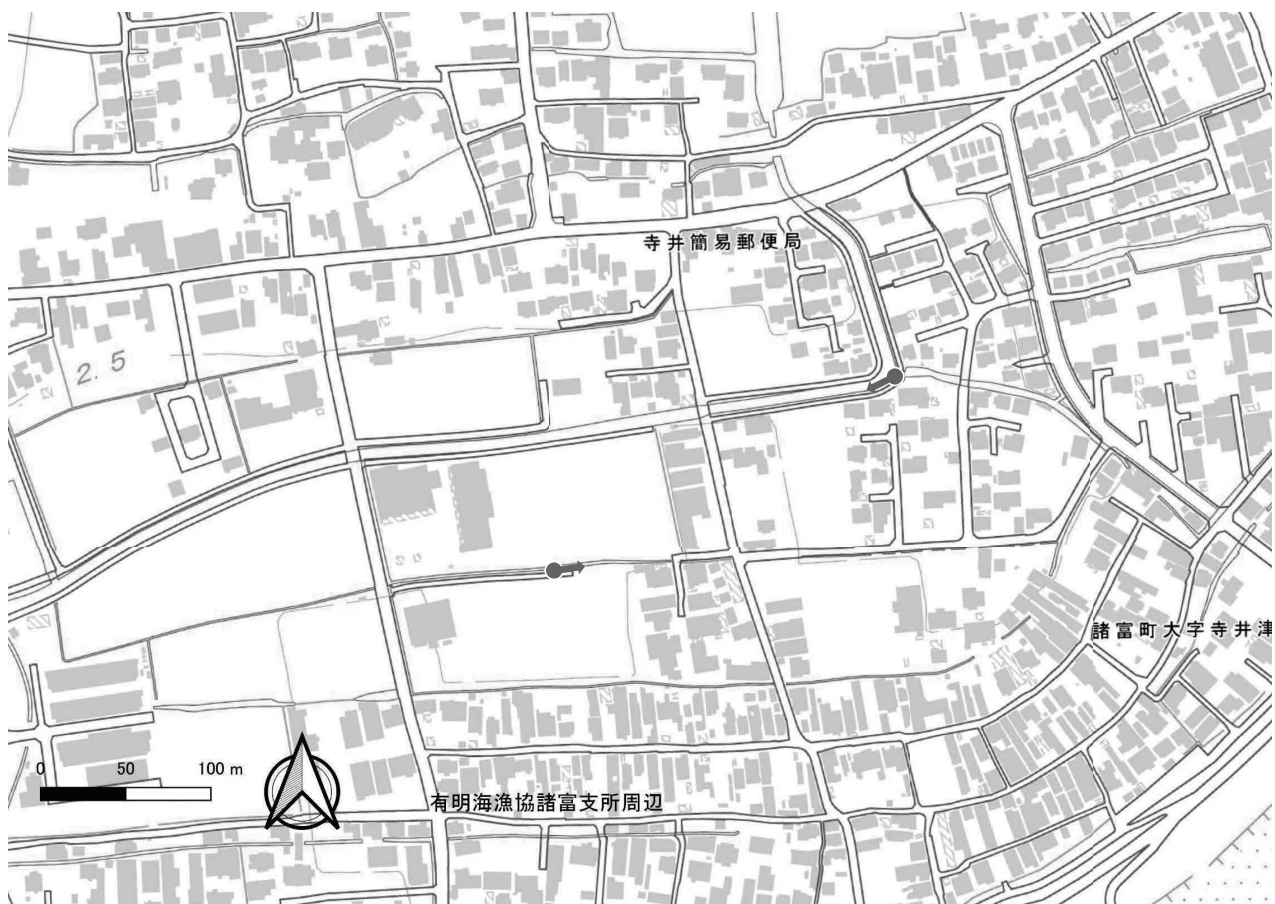








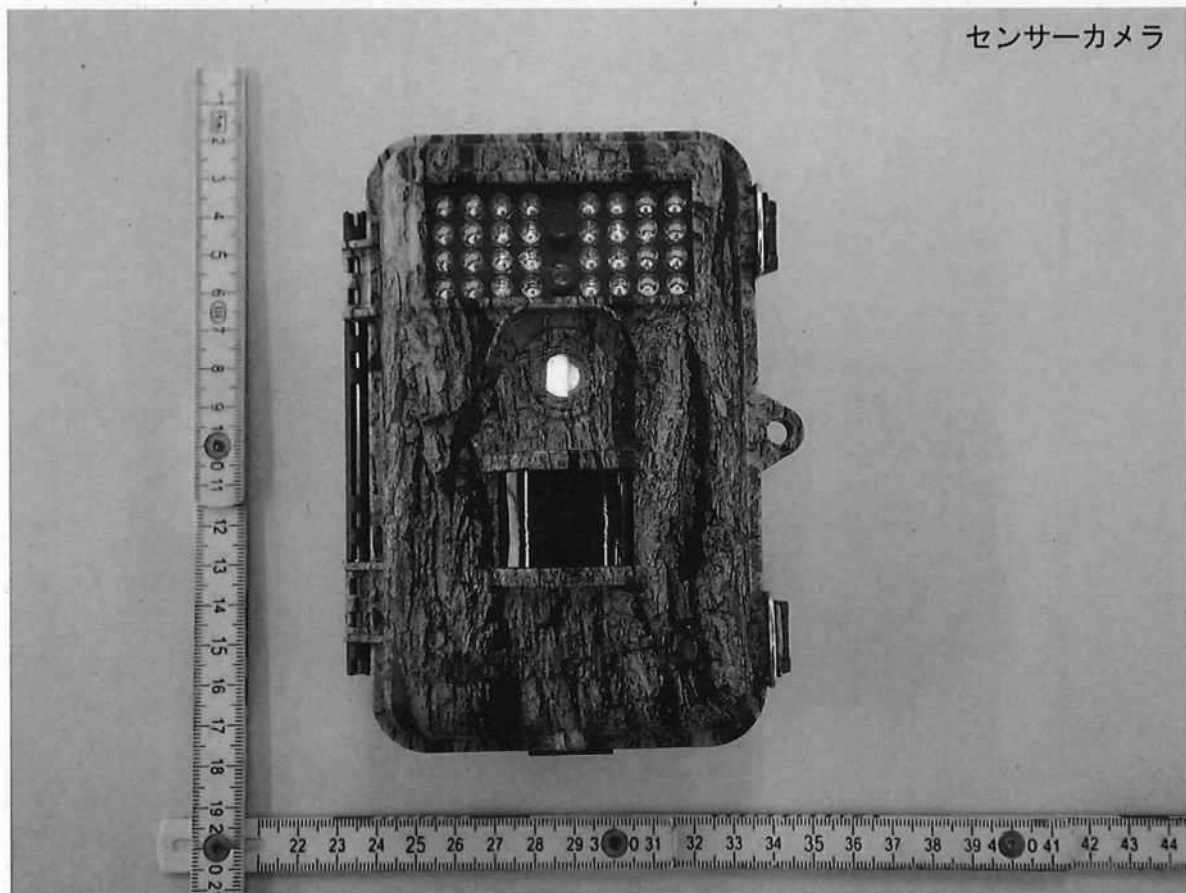




南川副_佐賀市役所川副支所周辺クレーク

「アライグマ生息数調査業務委託」における
センサーカメラの仕様および設置イメージ

センサーカメラの仕様：センサーカメラの写真とともに以下に示す。なお、実際設置するセンサーカメラは写真と異なるタイプも使用するが、大きさ・仕様はほぼ同じである。



メーカー	Bushnell	材質	プラスチック
型番	119717CW	電源	乾電池
サイズ	22.86×15.24×10.16 cm	レーザークラス	ナイトビジョン
重量	454 g	センサー	24.4m パッシブ赤外線センサー
色	迷彩	画像解像度	3～20M 画素

センサーカメラの設置予定箇所の写真および設置イメージ（一例：写真は徐福サイクルロードに設置するもの）



※センサーカメラは水路に向け、柵にベルトで取り付け予定。

個人情報の保護に関する基本方針

一般財団法人九州環境管理協会は、地域住民の健康と生活を守り、広く環境の保全と整備並びに社会の持続的発展に寄与することを目的とする団体です。当協会の取得する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む）は、この目的に沿って使用するもので、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

1. 個人情報の取得

当協会は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ）の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱います。

2. 利用目的及び保護

当協会が扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することは致しません。

3. 管理体制

- (1) すべての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等適切な安全管理措置を講じます。
- (2) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、その業者と個人情報取扱契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。
- (3) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受け付け、適切に対応します。また、個人情報の取扱いに関する苦情を受け付ける窓口を設け、苦情を受け付けた場合には、適切かつ速やかに対応いたします。

4. 法令遵守のための取組みの維持と継続

- (1) 当協会は、個人情報の保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めて参ります。
- (2) 当協会が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、当協会の事業内容の変化及び事業を取巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

平成25年3月1日（平成27年12月1日改定）

一般財団法人九州環境管理協会

理事長 百島 則幸

個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人九州環境管理協会（以下「当協会」という。）「個人情報の保護に関する基本方針」に従い、個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ）の適正な取扱いに関して当協会の職員等が遵守すべき事項を定め、これを運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号

「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(3) 特定個人情報

「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 特定個人情報等

「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。

(5) 個人番号関係事務

「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(6) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(7) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(8) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(9) 職員等

「職員等」とは、当協会の役員、職員、嘱託職員、パートタイム職員およびアルバイトをいう。

(10) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、理事長によって指名された者であって、個人情報保護に関する責任と権限を有するものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

- 2 当協会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、当協会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。
- 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 当協会においては、総務部長を個人情報管理責任者とする。

- 2 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

- 2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

(1) 当協会の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先

(2) 個人情報の利用目的

(3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法

ア 当該データの利用目的の通知を求める権利

イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

- 3 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して、前項アないし

エに掲げる事項を書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、当協会の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

(個人情報の提供)

第7条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、当協会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること

(2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること

(3) 当協会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、当協会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第8条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取り扱う職員等に遵守させなければならない。

(職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第11条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄

しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報の消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これを当協会の「文書管理規程」に定める期間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第12条 職員等は、個人情報外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

- ア 漏洩した情報の範囲
- イ 漏洩先
- ウ 漏洩した日時
- エ その他調査で判明した事実

- 2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第14条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第15条 当協会がすでに保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第16条 当協会の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、総務課が担当する。

- 2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3 総務課長は、適宜、個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。

(特定個人情報に関する取扱規則)

第17条 特定個人情報に関する取扱いの細則については、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年3月1日より施行する。

附則

改定後の規定は、平成27年12月1日より施行する。